

漏水調査業務 仕様書

総 則

第1条（目的）

本業務は、地下漏水を早期に発見することにより、有収率の向上を図ることを目的とする。また、主要道路に埋設された管路及び基幹管路の点検調査を実施することにより、漏水に起因する二次災害を防止することを目的とする。

第2条（法令等遵守）

受託者は本業務にあたって、関連する各種法令等のほか、本仕様書に基づき、監督員又は職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠意をもって業務にあたるものとする。

第3条（業務の遂行）

- a. 受託者は、業務の遂行にあたっては責任感と細心の注意を払い適切に実施しなければならない。
- b. 疑義が生じた場合には、直ちに監督員に連絡し、その指示又は承認を受けて業務を遂行すること。
- c. 本業務の遂行に際して必要な関係機関への手続きは、受託者において行うものとする。
- d. 公道等で作業をする際は、住民等とトラブルを起こさないよう充分注意して業務を遂行すること。
- e. 履行期間中、委託者からの緊急要請には、二次災害防止の観点から迅速に対応し、漏水の早期抑制に協力すること。
- f. 業務遂行中の事故、又は災害については、受託者の責において処理するものとする。万一事故が発生した場合は、適切な措置を講じ、速やかに監督員へ報告すること。
- g. 作業において委託者、又は第三者に損害を与えた場合、受託者はその責を負わなければならない。

第4条（業務の範囲）

本調査は、別紙『漏水調査区域図』に示す範囲とする。但し、前条の緊急要請はこの限りではない。

第5条（履行期間）

本業務における履行期間は、契約日の翌日から令和9年1月15日とする。なお、現場調査は令和8年12月25日までに終了させること。

第6条（現場代理人及び主任技術者の業務資格）

受託者は、本業務に精通するものを現場代理人及び主任技術者として選任し、監督員の承諾を得るものとする。なお、実務経験7年以上の者で、水道管路施設管理技士（級は問わない。）又はこれと同等以上の資格を有すること。

第7条（業務従事者）

- a. 現場代理人及び主任技術者のほか、業務従事者（以下「調査員」という。）は、実務経験5年以上のもので、漏水調査及び管路探知等の作業に習熟していること。
- b. 受託者は調査員の経歴書を現場着手前に提出し、監督員の承諾を得ること。
- c. 委託者が不適任としたときは、受託者に調査員の交替を命ずることができる。

第8条（身分証明）

調査員は、『身分証明書』及び『腕章』を常に身に付け、調査及び作業をすること。宅地内に立ち入る際はその目的を明確に告げ、了解を得た後、調査に入ること。

第9条（機材及び消耗品）

本業務に必要な機材及び消耗品は、全て受託者の負担とする。また、設計書に記載が無くとも調査上必要が生じた器材についても同様とする。

調 査 内 容

（1） 作業計画

設計書、仕様書にて調査方法の手順等の基本計画を立案、工程を検討し、監督員の承認を受けるものとする。

（2） 現場下見調査

本業務に先立ち、作業を円滑に進めるために調査対象となる水道施設全般を把握し、調査区域の給・配水管図面と現地の管路・弁栓類の位置確認を行う。

（3） 弁栓音聴調査

調査区域内の仕切弁・消火栓・空気弁・排泥弁を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音（漏水疑似音）を確認する。

(4) 路面音聴調査（昼間）

調査区域内の配水管上を漏水探知器で音聴し、漏水音（漏水疑似音）を確認する。なお、作業の時間帯は日中とするが、騒音等で調査に影響が考えられる場合においては、監督員の承諾を得たうえで、夜間若しくは休日に作業を行うこと。

(5) 路面音聴調査（夜間）

国道等の交通量が極めて多い路線の調査は、夜間作業とする。工程表に記載し、監督員の承諾を得ること。

(6) 漏水確認調査

- イ) 弁栓音聴調査・路面音聴調査にて判明した漏水疑似箇所を、電動ドリル及びボーリングバーを用いて漏水の有無及び位置の確認を行うものとする。漏水地点は、ペイントマーキングし、写真撮影すること。
- ロ) ボーリング作業で生じた穴は、常温合材やロードキャップ等で塞ぎ、近隣住民の迷惑とならないようにすること。
- ハ) 少量漏水により漏水地点特定が困難な場合や、ボーリング作業が危険な状況と考えられる場合は、透過式確認調査（混合ガス調査）、その他の確認工法の実施について監督員と協議すること。
- ニ) 漏水量が多量の場合、直ちに監督員へ連絡するとともに、最善の措置を講ずること。
- ホ) 漏水報告をした箇所において修理が完了した時は、付近の再調査を実施しなければならない。

業 務 完 了 報 告

(1) 報告書作成

各調査の結果報告及び、調査位置図、漏水位置図、調査写真等を添付し、漏水調査業務報告書として委託者に提出すること。

(2) その他監督員に提出するもの

調査結果及び分析等を基に、次年度以降の対策案を盛り込んだ提案を作成し、提出すること。